

女性の労働参加と性別分業

——持続する「稼ぎ手」モデル

筒井 淳也

(立命館大学教授)

1980年代以降の日本では、女性労働力率が上昇している一方で、家庭内の夫婦間家事負担のあり方には大きな変化がない。本稿ではこのパズルに対して、性別分業体制が基本的に維持されてきたという見方を示す。女性の労働参加については、高齢化による福祉労働需要の増加、未婚化による就業継続、男性雇用の不安定化による有配偶女性の非正規労働の増加等、構造的要因によってもたらされた面もあり、必ずしも制度的な支援によって引き上げられたものではない。他方で男性の家事負担はほとんど増えておらず、対等に家計を支えるという意味での共稼ぎカップルが思うように増えていない。このことを裏付け、性別分業体制の根強さを説明するために、家事頻度に関する国内のマイクロデータの分析を行い、有配偶女性の労働時間の増加に伴う家事頻度の減少幅は有配偶男性の家事頻度の増加幅よりも大きく、女性にとって就労と家庭生活の質の維持がトレードオフになっていることを明らかにした。また、このトレードオフはゼロサムというわけではなく、男性の家事貢献の不足のせいでもあることを、国際比較マイクロデータによって示した。具体的には、日本では夫婦が対等に仕事をしている状況でも家事時間は極端に女性に偏っていた。フルタイム就業における働き方の硬直性については、やはり国際比較マイクロデータの分析により、日本の働き方の硬直性は先進国の中でトップレベルであることが示された。持続する性別分業体制を弱め、女性の就労に立ちはだかる壁を突き崩すためには、育児休業制度等の家族支援制度だけではなく、働き方と家庭のあり方に関する非公式の行動様式を変えていく必要がある。

目次

- I 女性をめぐる社会の変化と性別分業の位置
- II 雇用と環境をとりまく社会変化と女性の「社会進出」
- III 働き方の硬直性
- IV 家事負担の壁
- V 性別分業体制の変革に向けて

I 女性をめぐる社会の変化と性別分業の位置

市場での有償労働と家庭内の無償労働の配分が一定程度連動しているとするれば、どちらかが変化すれば他方にも変化が生じると考えるのが自然で

あろう。女性が「社会進出」すれば、つまりより多くの女性が賃労働に従事して仕事に多くの時間をかけるようになれば、家庭内の家事、育児、介護に費やされる労働力の配分もまた変化するはずである。もしどちらかが変化しているのに他方が変化していないように見えるとすれば、その状態に対しては何らかの説明が必要になる。

後に詳しく数値を示すが、女性の就業率は戦後の主婦化の流れが反転して以降2013年に過去最高となった。雇用労働に従事する女性の割合はコンスタントに増え続けてきたのである。このこと背景には、構造変化と制度の変化の両方がある。経済構造の点ではグローバル化に伴う国内産業構

造の変化、つまり製造業からサービス業への移行がある。人口構造の点では高齢化に伴う医療・福祉業界の旺盛な労働需要が指摘できる。制度面では、雇用機会均等法、育児休業等の制度の整備があった。他方で男性の家事時間の増加はごく僅かなレベルにとどまっている。

具体的な数値は後述するが、確かに一見するとここには一種の「パズル（謎）」がある。女性がより多く有償労働に従事するようになっているのに、家庭内の無償労働の配分のあり方に大きな変化が見られないのである。このパズルに対する説明には、どのようなものが考えられるだろうか。考えられる答えには、以下のようなものがあるだろう。

まずは、女性の有償労働の内実がいわゆる「社会進出」という言葉によって含意されるものとは異なっている可能性である。要するに、男女が性別にかかわらず労働市場で「活躍」するようになっているわけではなく、働く女性は家計を支えることができるような存在になってきているわけでもない、ということである。そのために女性は相変わらず家庭内では「主な稼ぎ手」である男性を補助するべく多くの無償労働を担っているのかもしれない。

次に考えられるのは、有償労働市場における女性の位置づけの変化に家庭内の分業のあり方が対応していない、という可能性である。この場合、女性は有償労働に多くの労力を費やしているのに、相変わらず家庭内のほとんどの無償労働も担わされており、いわゆる「セカンド・シフト」の状態に置かれていることになる（Hochschild 1989=1990）。

以下の節では、先のパズルへのこれら2つの答えについて、その両方が当てはまるということをごく簡単にまとめておくと、ここ20年間ほどの女性労働について言えば、全体的に就業率は高まってきているものの、1990年代においてはそれは女性の未婚化による就業継続によって説明でき、2000年代では主に有配偶女性の非正規雇用への就業によって説明できる。さらにその背景にある動きとして、男性雇用の不安定化が示唆される。他方で家庭内無償労働

の配分には大きな変化がなく、男性の家事時間は、育児期について見てもここ5年間で顕著に増加する傾向が見えていない。つまり日本では「男性が主な稼ぎ手となり、女性が家庭の責任を持つ」という性別分業体制が大枠において維持されている、とみることができる。

女性の就業を促進する構造的要素が存在しているのにもかかわらず、性別分業体制が維持されているのはなぜだろうか。本稿では、女性の労働参加を阻む要因を働き方と家庭生活（家事分担）の両方に求める。具体的には、まず日本の働き方が他の先進国と比べてきわめて硬直的であり、家庭生活との両立を難しくしていることを示す。次に、女性の追加的労働が家庭生活の厚生を低下させるトレードオフが存在していること、さらに日本の男性の家事貢献が対等な共稼ぎカップルに限ってみてもきわめて低水準であることを示す。

II 雇用と環境をとりまく社会変化と女性の「社会進出」

1 女性の就業率上昇の背景

日本女性の「主婦化」が最も進んだのは、1970年代の半ばであったと考えられる。このころは1943～47年生まれ世代が20歳代後半を過ごしている時代であり、『労働力調査』によればこの時、この世代の労働力率は約43%であった。1970年代になるまでは、多くの女性が家業（自営業あるいは農業）に従事していた。高度成長期に多くの男性が都市部での雇用労働に従事するようになり、その男性と結婚した女性の多くが専業主婦になっていったのである。そして1970年代を境に、女性の労働参加率は再び徐々に上昇していく。そしてそれは自営業や農業あるいはその手伝いというかたちではなく、高度成長期の男性と同じく、女性においても雇用労働化が進むことによってであった。

女性の雇用労働化の背景にあった社会構造の変化は、産業構造の転換および人口の高齢化であった。グローバル化によって製造業の生産拠点が海

外に移転し、国内でのサービス産業の比重が高まることによって事務職や販売職が増え、さらに人口の高齢化により医療・福祉職の労働需要が増加していった。厚生労働省の『一般職業紹介状況』によれば、社会福祉専門の職業の新規有効求人倍率は1996年では0.16であったが、15年後の2011年には1.33までに増えている。同じく厚生労働省の『介護サービス施設・事業所調査』によれば、常勤・非常勤を併せた介護職員の数は、2000年から2010年のあいだに54.9万人から133.4万人にまで増加している。ケアワークの担い手に占める女性の割合が高いことから、人口高齢化が女性の働き方に小さくない影響を与えてきたことが推察される。厚生労働省『平成24年版働く女性の実情』によれば、2011年から2012年の一年間のみにおいても、「医療・福祉」産業で働く女性の数は21万人も増えている。同一年間での女性の雇用労働者の数は10万人の増加であるから、他の産業分野での雇用が軒並み減少する中、ほぼ医療・福祉分野のみが女性の雇用の受け皿となっている現状がある。

他方でこういった構造変化とは別に、上からの制度改革も女性の働き方を変えていく力となってきたことも忘れてはならない。特に1986年施行の「男女雇用機会均等法」および1999年と2007年における改正法の施行、1992年に施行され2001年に改正された「育児・介護休業法」が、女性の就業率、働く女性の地位向上に一定の推進力を与えたことは間違いない。また、介護保険制度の導入がケアワーク市場を拡大させたことの影響も無視できないだろう。

こういった社会環境の変化、具体的には産業構造と人口構成の変化および制度の創設・充実の結果、実際に女性の労働参加率は増える傾向にある。2013年4月には15歳から64歳の女性の就業率は62%を超え、1968年以降においては過去最高となっている¹⁾。この数値は、たしかに持続的に90%を超える男性の就業率に比べまだまだ低いものにとどまっており、欧米諸国の水準からしてもまだまだ低い段階にとどまっているが、近年の就業率の上昇基調をみても、日本の女性は徐々に労働市場で活躍するようになっており、時間が立

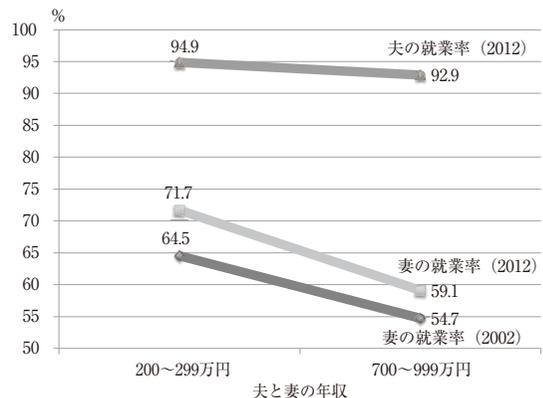
てばこの数値はもっと上昇していくはずだ、という見方もできるかもしれない。

しかしこういった見方は、数値の内実を仔細にみてみたとき、かなり危ういものであることがわかる。1980年代からの女性の労働参加率の上昇は、単純に「女性の社会進出」あるいは「女性が労働市場で活躍できるようになった」という言葉で単純に表すことができる状態からは程遠いものであるからだ。次節では、関連する数字を詳しく検討することでみえてくる女性労働の実態を概観してみよう。

2 女性の社会進出の内実

「均等待遇」という理念からみたとき、就業率の向上は確かに望ましい変化を示しているように見えるが、就業率という数値からは見えなくなっている内実がある。たとえば有配偶の男女について、もし女性が働くことが男性と同じ意味をもつのであれば、共働き夫婦の割合が増えるのみではなく、男性の所得が女性の就業選択に影響しない傾向がみえているはずである。しかし、男性の所得が高いほど女性の有業率が低下するという、いわゆる「ダグラス＝有沢の法則」は、少なくとも2002年から2012年の10年間のあいだ、たしかに女性の就業率の上方シフトはみられるものの、大筋で健在である(図1)²⁾。

図1 夫婦の年収別、夫と妻の就業率



データ：『男女共同参画白書平成25年度版』第1-特-22a図を加工して作成。元データは「労働力調査（詳細集計）」。妻の年齢が25歳から54歳の夫婦に限定。

このことから、相変わらず女性が自分の労働あるいは所得を男性のそれを補助するものとして意味づけていることがうかがわれる。女性の有償労働の意味付けが、家庭内の家事分担に少なからず影響するという知見もある（小笠原 2005）。女性の就業率の増加は、少なくとも「男性が生計を維持し、女性が主に家事を担当する」という性別分業体制を大きく掘り崩すことにはなっていないといえる。

また、男性においても全体的に雇用不安や賃金率の低迷がみられるなか、夫の収入が少ないことが女性の就業を促しているという因果もあるだろう。このことは、配偶者控除制度の利用者が低所得世帯においてむしろ低くなる事実にも現れている。

次に、就業と結婚との因果関係の問題がある。無配偶女性にしてみれば、働き続けたいから結婚を遅らせるという因果関係もあるかもしれないが、逆の関係も考えることができる。すなわち、結婚できないから仕事をやめていない、という因果である（山田 2007: 9）。そしてその傾向は実際に調査データでも示唆されている（坂口 2009）。特に 1990 年から 2000 年までの 10 年間の 20 歳代後半と 30 歳代前半の女性就業率の上昇のほとんどは、未婚化によって説明できてしまう（厚生労働省『平成 22 年版 働く女性の实情』p.10）。ここからみえてくるのは、たとえば実家で両親とともに暮らしながら、結婚相手のサーチを続けつつ、非正規雇用の職場をいくつか経験する、といった女性の生活パターンである。未婚化が進む中、未婚の就業者が女性の就業率を押し上げてきたのである。

他方で 2002 年から 2012 年までの 10 年間については、有配偶女性の労働力率の変化は主に有配偶女性の労働力率の上昇によって説明されることもわかっている（厚生労働省『平成 24 年版 働く女性の实情』p.5）。そうすると、この女性労働力率の変化は未婚化では説明できない「女性の社会進出」の成果であり、それは育児休業制度の整備や短時間勤務制度の広がりによるものではないか、と考えたくなるかもしれない。しかしこの見方は必ずしも妥当ではない。というのも、子どもがい

る有配偶女性の働き方を就業形態別に見てみれば、少なくとも 1997 年から 2007 年においては、正規雇用の就業率の伸びよりも非正規雇用の伸びの方が目立つからである（厚生労働省『平成 22 年版 働く女性の实情』p.17）。

第一子出産前後での就業継続については、育児休業取得の割合は増えていても就業継続率は増えていない。より正確には、正規雇用の就業継続率は増えているが、非正規雇用では増えていない（内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書 平成 25 年版』第 1-3-4 図）。全体として非正規雇用率が増えていることが、就業継続率の伸びを打ち消しているのである。

3 背後にある性別分業体制

女性の就業率が全体として上昇基調にあるのに、その内実をみても決して女性の働き方と男性の働き方が同等になっていないことの要因のひとつには、持続する性別分業体制がある。さきほど確認したように、女性の正規雇用については出産による就業中断の割合は減っているものの、全体として女性の雇用がライフステージによって大きく左右される事態は続いている。厚生労働省が実施している『21 世紀成年人縦断調査』の分析からは、結婚前では 64.2% であった女性の正規雇用比率が、結婚後には 43.6%、第一子出産後には 19.8% まで減少したことが示されている（内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書 平成 25 年版』第 27 図）。

このことの背景には、正規雇用に要求される働き方が硬直的なものである、という現状がある。正社員の中途採用の際に考慮される会社側の基準として重視されることには、「一定期間の継続的な就業が見込めること」「フルタイムでの勤務が可能なこと」といった、家庭内労働の負担が重い女性にとっては不利な条件が並んでいる（厚生労働省『平成 23 年版 働く女性の实情』概要版図 17）。

有配偶女性ではなく無配偶（未婚）の女性についてはどういう変化がみられるだろうか。まず労働力率には大きな変化がない。『労働力調査』の結果から 20 歳代後半についてみると、2002 年時点での未婚者の労働力率は 90.9%、10 年後の

2012年では91.4%と僅かな変化がみられるのみである。しかしその内実をみると、むしろ非正規雇用の増加がある。

また国立社会保障・人口問題研究所の『第14回出生動向基本調査（独身者調査）』から未婚女性の「理想と予定のライフコース」をみてみると、1997年から2010年のあいだ、35歳未満の女性の「理想のライフコース」には目立った変化がなく、「両立コース」と「再就職コース」だけで75%ほどを占めている。これに対して「予定のライフコース」には一定の変化が見られる。具体的には、「専業主婦コース」「再就職コース」が減って、「両立コース」「非婚就業コース」が増える傾向がある。「両立コース」予定の増加だけを見ると女性が継続的に働きやすい環境の普及が認知されてきたかのように解釈することもできるだろうが、「非婚就業コース」の増加を見ると、男性の雇用不安定化が影響しているという推察も成り立つ。すなわち、結婚相手候補となる安定した仕事を持った男性が減っていることから結婚にリアリティを感じられない独身女性が増えている可能性、そして結婚しても夫の稼ぎだけでは安定した暮らしができないという見込みをもった女性が増えている可能性がある。

以上のように、「女性の就業率の増加」という数字の内実を詳細に検討すれば、そこには女性の活躍場面が増えたということ以外の事実が見えてくる。まず、相変わらず「安定した雇用を持つ男性と、それを（非正規雇用ならびに家庭内労働で）補助する女性」という姿は大きく変化していないことが示唆される。その上で、男女問わず雇用が劣化するなかで、未婚女性は結婚の見込みを減らしつつ就業継続し、有配偶女性も伸び悩む家計を補助すべく労働投入をするが、硬直的な正規雇用の働き方と家庭の負担の重さから、結果的に非正規雇用を選択し続けている、という実情が浮かび上がってくる。

Ⅲ 働き方の硬直性

「性別分業の現状を変える」という目的からすれば、何を変化の起点に置くのかは考える価値の

ある問題となりうる。家事分担と労働投入については経済学的な見地から同時決定モデルを使った研究もあるが（水落 2007）、一般的に政策主導という観点から見れば、家庭内の私的な行動を直接に律する法を作ることは困難であろうから、労働にかかわる制度を設置・改正することを出発点として想定することが多いといえる。

女性の就労促進という文脈で具体的に考えられるのは、育児休業制度や育児期の短時間労働制度である。しかしこれらの制度（特に育児休業制度）は、他国と比べても制度それ自体としてはすでにある程度充実したものとなっている。後に述べるが、働く女性にとって特に負担が大きき時期のみを想定した支援制度は、性別分業を総体として維持させてしまうかもしれない。だとすれば、これからは育児期以外のライフステージを視野に入れた制度の変革を通じて、家庭内の家事分担を含めた性別分業体制を変化させる可能性もあわせて模索する必要がある。具体的には、男性を含めてルーティン的な家事遂行を可能にする恒常的な労働時間の削減、家庭の事情に仕事を合わせること（たとえば役所や銀行にいった手続きをする時間を確保したり、子どもの突発的の病気に対処したりすること）ができるより柔軟な働き方の推進である。

柔軟な働き方については、山口（2009）の分析が参考になる。山口の分析は女性労働力率ではなく出生力を説明するものであるが、出生力を上昇させる効果として「育児と仕事の両立」と「職場や労働市場の柔軟性」についてのOECDの指標を用いた分析をすると、前者よりも後者のほうが顕著に効果が高かったという結果が示されている。職場における働き方の柔軟性に注目すると、日本は他の国と比べても働き方の自律性が極端に低いことが指摘されている（筒井 2012）。ここでは、対象者の属性を絞った上で、このことをデータによって示してみよう。

International Social Survey Programme の2005年のデータ（Work Orientation）には、調査対象者の職場や働き方の柔軟性・自律性についての質問が組み込まれている。その質問に対する回答を利用して、日本の働き方の不自由度を推定する。

働き方の柔軟性に関連する質問は3つあるが（「仕事の開始時間と終了時間を自分で決めることができるか（＝仕事時間の柔軟性）」「仕事の段取りを自分で決めることができるか（＝仕事の段取りの柔軟性）」「短時間の休業が可能か（＝休業時間の柔軟性）」）、今回はこれら3つの質問のうち、最も柔軟性に欠ける、あるいは自律性がないと判断できる回答を選択した個数を「仕事硬直性」を表すポイントとして用いて、OECD加盟国と台湾に限定した国際比較を行う³⁾。

ただし、仕事の自律性や柔軟性は職業、職階、セクター（民間セクターか公的セクターか）等によって大きく異なる。管理職や専門・技術職ではより自律的な働き方が可能かもしれないし、職業でも営業職の方が事務職よりも柔軟に仕事の段取りを決めることができるかもしれない⁴⁾。そうすると、国ごとの職業・セクター構成の違いが国全体の「仕事硬直性」スコアに影響してしまう。したがってここでは回答者の職業をISCO-88（国際標準職業分類）の大分類基準によってカテゴリー化し、いわゆるオフィスワーカーを多く含む“clerical support workers”（事務補助員）に分類される回答者のデータを用いる。年齢は20歳から59歳まで、従業地位はフルタイムのみ、労働時間は週あたり20時間以上60時間未満、セクターは民間セ

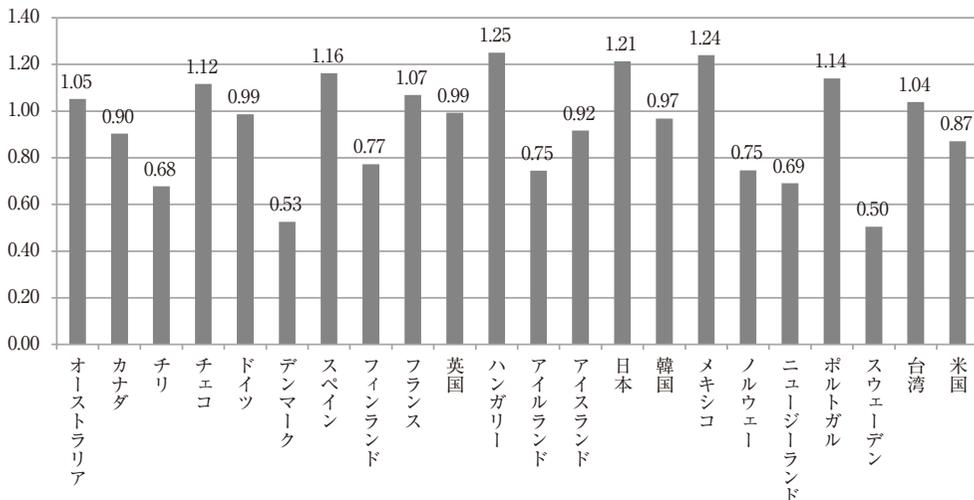
クターのみに絞っている。

以上のような限定を加えた結果、全体の観察個体数が778（22カ国）まで小さくなり、場合によっては個体（国）効果の推定値の信頼性が落ちる。このような問題に対処する方法の一つとして、ここでは変量効果の推定を行った⁵⁾。具体的には、「仕事硬直性」ポイントを被説明変数として、性別、年齢、労働時間を説明変数とした変量効果最尤推定を行い、個体の変量効果を推定した⁶⁾。固定効果（性別は女性、年齢は中央値の36、労働時間は中央値の40に固定）に変量効果を加えた数値を図2に示している。

硬直性の高いグループのなかには旧社会主義国が多く、逆に北欧諸国では概して働き方の自律性が高い。日本のポイントは1.21であり、データが得られた国の中では最も働き方が硬直的なグループに入ることが分かる。最も自律性が高いのはスウェーデン（0.50ポイント）であり、先の条件（事務補助職の36歳女性で週40時間労働）であればほとんどの人が3つの設問についていずれも硬直的な選択肢を選んでおらず、かなりのレベルの自律的で柔軟なワーキングスタイルが実現できていることが分かる。

以上のように、職種やセクターによって説明できない日本における働き方の非柔軟性・非自律性

図2 「仕事の硬直性」ポイント（変量効果）の推定値



の存在が確認されたわけであるが、このことが現状で家庭の負担を多く背負わされている有配偶女性にとっての継続的就業を困難にしていることは想像に難くない。

IV 家事負担の壁

1 性別分業体制の推移

IIでは、女性の労働参加率が上昇していることをもって「女性の社会進出」、すなわち女性が賃労働というかたちで「活躍」できるようになったと判断することはできないということを確認した。確かに2000年代になってからは有配偶女性の労働参加率は増えているし、また正規雇用に関しては、育児休業取得率は上昇し、第一子出産に伴う就業の中断は減る傾向にある。しかし非正規雇用の比率が増えているために、全体として制度の恩恵に預かることができない女性が増えている。その背景にある要因のひとつが、「男性が主に稼ぎ、女性はそれを補助する」という性別分業体制の根強さである。

確かに意識のレベルでは、性別分業規範は少しずつ緩和されてきたといえる。内閣府による『男女共同参画に関する世論調査』によれば、「夫は外で働き、妻は家を守るべきである」という意見に「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」と回答した女性の割合は、調査が開始された1979年から2009年まで一貫して下がってきた。とはいえ、2012年の同調査ではこの傾向が反転し、意識の上での保守化が生じているように見える。この「ゆりもどし」が持続的なものかどうかは分からないが、性別分業のあり方に変化がないことに対する一種の「諦め」があるのかもしれない。

では、実際の家庭内無償労働についてはどのような変化が観察されているのだろうか。『社会生活基本調査』によれば、6歳未満の子どものいる夫の家事関連時間は2006年から2011年の5年間でたったの7分しか増えておらず、あわせて1時間7分にとどまっており、依然として極めて低い水準である（『男女共同参画白書 平成25年版』）。

2 女性の労働時間と家事分担の関係

この性別分業の根強さの原因はどこにあるのだろうか。この節では、家事行動のマイクロデータを分析することでひとつの見方を提起したい。

有配偶女性が労働投入を増やすために家庭内労働の量を減らしたとしても、夫がその分家事をカバーできていれば家庭内の厚生は維持できる。家庭内の厚生とは、たとえば質のよい食事がある程度の頻度準備できること、家の中をある程度綺麗に保つこと、等々である。有配偶女性はもし自らの労働時間の増加のために（家事、育児、介護の質の面から）家庭内の厚生のレベルが著しく下がるようであれば、労働時間を抑制するか、そもそも職探しをしないという判断をせざるを得ない。先ほど確認したとおり、特に正規雇用での就労は働き方が硬直的になる可能性が高く、その分家庭内労働の再配分の必要性が高くなる。

そこで、妻が追加的に労働時間を増やした際に、夫婦それぞれの家事頻度がどうなるのかを検討してみよう。具体的には、妻が家事頻度を減らした分だけ他の家族メンバー、特に夫が家事頻度を増やすのかどうかをみてみる。ただし、たとえば妻が多忙のために一定の曜日のみ夕食の準備ができなくなると、夫がかわりに増やす家事が掃除であっても、家庭の厚生は維持できないかもしれない。多くの家事分担研究では様々な家事項目について頻度や時間を合算したものが説明されるが（松田2000; 松田・鈴木2002; Tsutsui2005）、ここでは項目ごとに分けつつ、その頻度に与える妻の追加的労働時間の効果を推定する。

ここでの分析では、3歳未満の子どもがいる家庭は分析から除外している。その理由は、女性の就労支援という文脈では、特にケアワークが必要になる育児期ではない、それ以降の段階における分担が必要であるという見方がありうるからである。萩原（2006）はフィールドワークを通じて、女性の就労支援制度は充実してきているのにワークライフバランスが達成されず、育児休業明けに就業を継続することができなくなるという事例をいくつか報告している。

充実した育児休業が民間セクターでの女性の活

躍を阻害しているという「福祉国家のパラドックス」が一部の研究者によって指摘されているが (Mandel & Semyonov 2006; Mandel & Shalev 2009), 同様のことは家庭内労働の分業のあり方にも当てはまる可能性がある。どういうことかという、育児休業の取得が女性に偏ってしまう場合、その時期の家庭内の家事・育児を女性が遂行する余裕が生まれるために、夫婦は言ってみれば一番大変な時期を性別分業体制の再編をしなくても「乗りきれて」しまい、逆に体制が維持されてしまうかもしれない、ということである (Estes, Noonan & Maume 2007)。

これまでの研究から、育児期においては男性の家事頻度が増加することが分かっている (松田 2004)。しかし育児休業制度が (制度としては) 充実してきているのなら、なおさら育児期以外の通常のライフステージにおける家事分担のあり方をいかに再編するかが課題となる。西村 (2009) は、日本では大半の女性が出産を機に就業を中断することから、彼女らがワーク・ライフ・バランスの問題に直面するのはむしろポスト育児期においてである、と述べている。

今回利用するデータは、家族社会学会が実施した『第3回全国家族調査 (NFRJ08)』である。この調査は、住民基本台帳をもとに層化二段抽出によって選ばれた 9400 人 (1936 年から 1980 年生まれ) を対象に、2009 年の 1 月と 2 月に実施された。回収率は 55.35% である。このなかから、3 歳未満の子どものいない 60 歳未満の有配偶の男女について分析を行った。ただし、分析単位は個人ではなく個人が内包する家事行動である。

分析の被説明変数は家事頻度である。NFRJ08 では、「食事の用意」「食事のあとかたづけ」「食料品や日用品の買い物」「洗濯」「そうじ (部屋、風呂、トイレなど)」の 5 項目について、回答者と (回答者が有配偶の場合) その配偶者について、「ほぼ毎日 (週 6 ~ 7 日)」「1 週間に 4 ~ 5 回」「1 週間に 2 ~ 3 回」「1 週間に 1 回くらい」「ほとんど行かない」という選択肢で回答を得ている。ここではそれぞれの選択肢に 6.5, 4.5, 2.5, 1, 0 の数値を与えている⁷⁾。また、家事項目をダミー変数の説明変数として投入することで、家事項目ご

との頻度の違いを把握できるようにしている。

説明変数は妻の週あたり労働時間 (通勤時間を含む) およびその二乗である。ただし、100 時間を超えるものについてはここでは外れ値として除外した⁸⁾。また、結果をわかりやすくするために時間の単位は 10 時間にしている。今回は家事項目ダミー変数 (4 つ) と労働時間の交差項を投入し、妻の追加の労働時間が妻及び夫の家事負担に与える効果が家事項目ごとに異なるのかどうかをみることができるようにした。

調査データ自体はクロスセクションデータであり、労働時間の効果に対する、観察されない個体効果との相関に起因するバイアスは除去できない。ここでは年齢 (5 歳階級ダミー) と学歴 (夫婦とも、大卒の場合に 1 をとるダミー変数) を投入し、少なくともこの 2 つの個体効果によるバイアスは除去している。個体効果には属さないが、夫の就業状態のダミー変数 (無職、正規雇用、非正規雇用) も投入した。

また、対象者一人につき最大 5 つの観察データがあるため、誤差の個体内相関が発生している可能性がある。ここでは混合効果 (mixed-effects) 最尤推定を用いることで、誤差の調整を行った。混合効果推定のモデル仕様は以下のとおりである。

$$\text{家事頻度} = \beta_0 + \sum \beta_i \text{家事項目ダミー}_i * \beta_2 \text{妻労働時間} + r_{0j} + r_{1j} \text{妻労働時間} + \sum \beta_k X_k + e$$

ただし i は 1 ~ 4 (リファレンスの「食事の準備」以外の家事項目)、 k は 1 ~ 4 (夫と妻の学歴、夫無職ダミーと夫非正規雇用ダミー) である。個体レベルの変量効果については、切片の個体間分散と妻労働時間の効果の個体間分散の 2 つが設定されている (r_{0i} と r_{1i})。変量効果の分散の解釈を容易にするために、妻労働時間を全体中心化している。また、これらの分散成分については、変量効果どうしの相関を許容した非構造化モデルを採用している。モデル仕様から、家事項目は個体内で飽和しており、家事項目の主効果については混合効果推定と固定効果推定の結果は一致する。つまり家事項目の効果は個体 (個人) 間ではなく個体内の

差の平均として推定されている。ただし、妻労働時間は内生的であるため、交差項の効果にもバイアスが残っている可能性があるという点で、一定の留保が必要である。

使用した変数の基本統計量については表1に、推定結果については表2に掲載している。また、結果を分かりやすく記述するために固定効果の予測値を図3に示した。

推定の結果から読み取れることは、まず労働時間の追加に際して女性が減らす家事頻度に比べ

て、全体的に男性の追加する家事頻度が少ない、ということである。確かに夫は妻の労働時間が長くなればどの家事項目でも遂行頻度を上げる。しかし女性が減らしている分だけ夫がカバーできておらず、妻が労働時間を増やすと家庭の厚生レベルが下がってしまうということが読み取れる。

次に家事項目ごとの細かい数字をみてみよう。妻の家事頻度については、妻が労働時間を増やした際に最も頻度が落ちにくいのは「食事の用意」と「食事のあとかたづけ」である。反対に最も頻

表1 家事頻度の推定に使用した変数の基本統計量

	ほとんど行わない	1週間に1回くらい	1週間に2~3回	1週間に4~5回	ほぼ毎日(週6~7日)	合計
女性						
食事の用意	23	12	61	75	1,500	1,671
食事のあとかたづけ	17	20	52	98	1,477	1,664
食料品や日用品の買い物	24	139	487	329	689	1,668
洗濯	33	29	131	185	1,288	1,666
そうじ(部屋, 風呂, トイレなど)	32	172	320	316	827	1,667
男性						
食事の用意	898	223	126	42	88	1,377
食事のあとかたづけ	746	246	173	73	142	1,380
食料品や日用品の買い物	493	561	233	52	50	1,389
洗濯	1,063	162	66	23	69	1,383
そうじ(部屋, 風呂, トイレなど)	724	408	170	25	64	1,391
	N	平均	標準偏差			
妻週あたり労働時間(通勤時間含む)	15,256	1.72	1.88			

注:ここでは主要な変数の基本統計量のみを掲載している。その他(性別, 年齢, 学歴, 夫就業状態)の基本統計量については、要請に応じて入手できる。

図3 妻の週あたり労働時間ごとの妻・夫の家事頻度の予測値

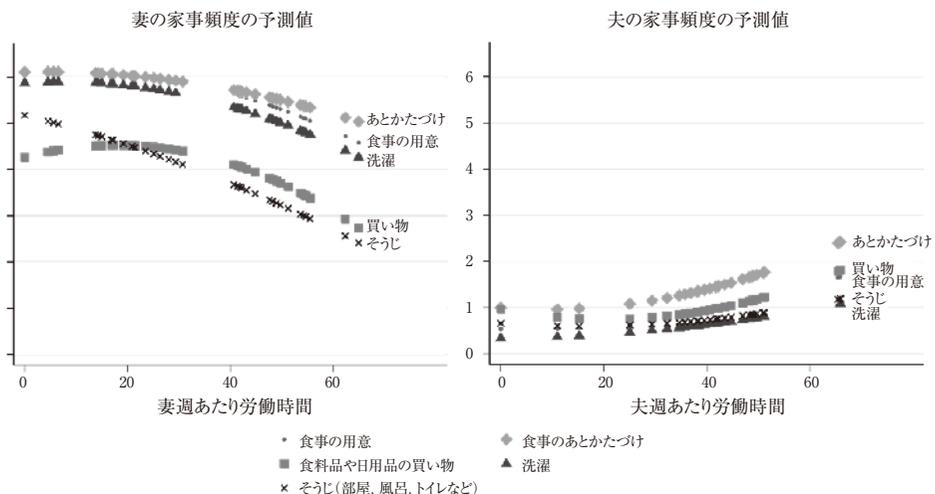


表2 混合効果モデルによる妻と夫の家事頻度の推定結果

固定効果 家事項目	女性		男性		
	係数	p 値	係数	p 値	
食事の用意	(ref)		(ref)		
食事のあとかたづけ	-0.032	0.705	0.443 ***	0.000	
食料品や日用品の買い物	-1.530 ***	0.000	0.074	0.368	
洗濯	-0.284 ***	0.001	-0.203 *	0.014	
そうじ (部屋、風呂、トイレなど)	-1.724 ***	0.000	-0.070	0.397	
妻労働時間	-0.191 ***	0.000	0.149 ***	0.000	
妻労働時間 (二乗)	-0.047 **	0.006	0.031 *	0.048	
家事項目×妻労働時間					
食事のあとかたづけ	0.057 †	0.084	0.034	0.293	
食料品や日用品の買い物	0.047	0.161	-0.059 †	0.066	
洗濯	-0.001	0.983	-0.046	0.154	
そうじ (部屋、風呂、トイレなど)	-0.209 ***	0.000	-0.086 **	0.007	
家事項目×妻労働時間 (二乗)					
食事のあとかたづけ	0.018	0.347	0.014	0.371	
食料品や日用品の買い物	-0.034 †	0.078	0.021	0.175	
洗濯	-0.002	0.929	-0.016	0.311	
そうじ (部屋、風呂、トイレなど)	0.024	0.217	-0.007	0.656	
年齢階級					
25-29	-0.315 †	0.062	0.254	0.316	
30-34	-0.356 ***	0.001	-0.130	0.376	
35-39	-0.062	0.513	0.019	0.882	
40-44	-0.018	0.851	0.134	0.287	
45-49	0.160 †	0.095	-0.038	0.746	
50-54	0.129	0.173	0.016	0.890	
55-59	(ref)		(ref)		
妻学歴	-0.104	0.123	-0.096	0.241	
夫学歴	-0.157 *	0.015	0.195 *	0.020	
夫就業状態					
非正規雇用	(ref)		(ref)		
無職	-0.229	0.127	0.770 **	0.003	
その他 (正規雇用含む)	0.228 *	0.024	-0.296 †	0.068	
切片	6.121 ***	0.000	1.132 ***	0.000	
変量効果 (標準偏差)		95% 信頼区間		95% 信頼区間	
妻労働時間	0.321	0.270	0.383	0.247	0.168 0.363
切片	0.668	0.591	0.754	0.999	0.910 1.097
妻労働時間×切片	0.473	0.337	0.589	0.266	0.109 0.410
残差	1.335			1.255	
モデル統計量					
N (個体数)	1,294			1,062	
N (観察数)	6,452			5,246	
対数尤度	-11697.388			-9439.778	
Wald χ^2 (自由度)	2291.08 (24) ***			280.62 (24) ***	

† :p<0.1, * :p<0.05, ** :p<0.01, *** :p<0.001

度が落ちるのは買い物と掃除である。夫について見てみると、「食事のあとかたづけ」に比べて「洗濯」や「そうじ」の頻度が若干上がりにくいという結果になっているが、妻ほど項目間の差は顕著ではない⁹⁾。

妻からすれば、自分が家事頻度を減らした分だけ夫がカバーしてくれないために家のことと仕事とがトレードオフになる状況に直面しているため、労働時間が長い仕事につくことには慎重になってしまうだろう。また、労働時間が長い妻にしても妻の食事の準備の頻度はあまり下がらないという結果をみると、余暇を削って家事を遂行している妻の苦勞も見えてくる。それに、少なくとも今回の結果からは夫の家事が妻のそれを代替できていないことがわかるが、質問紙調査からはわからない点として、個々の家事のクオリティの問題もある。妻による食事の準備について、週に1回が夫担当に変わったとして、家族の満足度が落ちないとは限らない。少なくとも数十年にわたって男が家事を遂行してこなかったという経緯がある以上、頻度単位あたりの家事の質は妻よりも夫のほうが下であると考えるのが普通であろう。

従来の家事分担研究では、主に夫婦間の負担の公平性あるいは平等性の観点から分析がなされることが多かった。しかし女性の就労促進という観点から見た場合、目標が「家庭の生活レベルを落とさずに女性が働くことができる状態」にあるのだから、本節での分析のように全体量を見据えた上での吟味を行う必要性も考慮すべきだろう。

3 家事負担の不平等を改善する余地はあるか

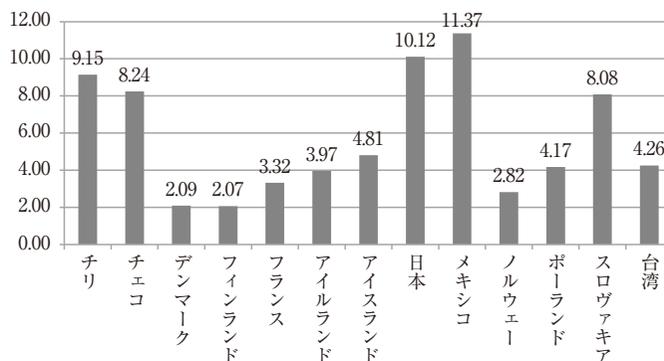
では、以上で確認したようなトレードオフが、改善の余地がないゼロサムのやりとりであるかどうかを検討してみよう。この節では、やはり国際比較マイクロデータを使って、男性は「十分に」家事をしていない、という見方も十分に説得力を持つということを示してみよう。

使用するデータは International Social Survey Programme の 2012 年のデータ (Family and Gender Roles) である。対象国は OECD 加盟国に台湾を加えたものである。分析対象として、週に夫婦(あるいは同棲カップル)ともに 30～45 時間働いている者を選び、そのカップルにおける家事分担の差(週あたりの「育児やレジャーを除く家事」に費やした時間の夫婦間差)について国際比較を行った。年齢は 35 歳から 59 歳までに限定、妻のほうが収入が高い(と申告している)ケース、未就学児がいるカップルを除いている。

国ごとの家事時間の夫婦差を推定するために、前節と同じく変量効果(国ごとの個体効果)の推定を行う。具体的には、家事時間の夫婦差を被説明変数とし、夫と妻の年齢を投入して変量効果最尤推定を行った。推定結果の表は省略するが(要望に応じて公開)、図 4 に切片の予測値に変量効果を足したものを示した。

図 4 をみると、共働き夫婦において最も夫婦の家事時間の差が小さいのがデンマークとフィンランドで、2 時間強となっている。これに対して日

図 4 共働き夫婦における夫婦の週あたり家事時間の差(妻家事時間-夫家事時間)



本では週あたり10時間以上も妻の方が多く家事に時間を費やしている。日本では、労働時間や収入等の各種条件をかなり均等な条件にそろえてみても男性と女性のあいだに大きな家事負担の格差があることが分かる。この意味では「日本の夫は長時間労働に従事しているし、また妻よりも多く稼いでいる夫婦が多いから、家事をあまりしないのだ」という見解は成立しないことがわかる。

では、なぜこのような不公平な状態がありうるのだろうか？ 様々な答えがありうるだろうが、家事負担の不均等が労働時間や収入格差によっては説明できない以上、態度や共有された規範の効果が大きいことが推察される。Fuwa (2004)によれば、社会（マクロ）レベルでジェンダー不平等である社会では、個人レベルの要因（収入、労働時間、性役割態度）が家事遂行に与える影響が小さくなる。性役割態度の効果にも国のあいだの違いがあるとすれば、その他にもたとえば家事負担の「相場感」の影響が無視できないことも考えられる。人は物事の価値基準を周囲の人々の意識あるいは一般的な規範に参照して決めている面があるため、「してもらって当然」と考える範囲が社会ごとに異なっているのである。実際、そもそも家事負担が夫婦間で不均等な国では、個人の中で家事の不均等な分担が不公平感に繋がりにくくことがデータによって示唆されている（不破・筒井 2010）。

V 性別分業体制の変革に向けて

「日本では女性の労働力率が上昇しているのに夫婦間での家事分担には大きな変化が見られない」という冒頭で掲げたパズルに対して、本稿では性別分業体制が基本的なところでは維持されているという答えを与えた。

働き方についていえば、そこにみられるのは「女性の社会進出」という言葉によって想定されるような、就労促進制度の整備を背景として女性が賃労働においでますます活躍するようになっているという状況のみではない。むしろ目立つのは、未婚化による就労期間の延長、高齢化に伴う福祉職の労働需要の急増、不況に起因する男性雇用の

不安定化からくる女性の非正規雇用労働の増加である。制度によるバックアップによるものではない、いわば構造変化に引きずられたかたちでの労働供給の拡大は、従来型の「男性的（硬直的）働き方」の壁を崩さないまま進行するものであるために、本来的な意味での「共働きカップル（dual earner couple）」を生み出す方向に作用していない。

家庭内の無償労働についていえば、有配偶女性が労働投入を増やすことによる家事頻度の減少の幅は、そのパートナー（夫）による家事頻度の追加幅よりも大きく、女性が働くとき家庭内の厚生が一定量低下することが見て取れる。日本の有配偶男性は、他国の男性と比べて共働きに関する条件が同じでも圧倒的に家事負担が少なく、ここには根強く存在する性別分業規範を指摘することができる。

人口の高齢化と人口減少という少なくとも当面は大勢を変えられない流れのなかで社会保障サービスの水準を維持するためには、女性の労働力を活用することが喫緊の課題となっている。女性の労働参加を促したり抑制したりする要因は、大きく分ければ制度的なものや構造的なものに分けることができる。繰り返しになるが、日本の女性労働参加を促進する制度的要因は育児休業制度や短時間勤務制度であり、構造的要因はサービス産業化、人口高齢化、男性雇用の不安定化等である。逆に女性の労働参加を抑制する制度には、配偶者控除や第3号被保険者制度のほか、フルタイム労働における働き方の硬直性、そして非公式の制度（慣習）として女性に不利な家事分担がある。女性の労働供給を促すためには、これらの公式の制度、非公式の行動様式の「壁」を突き崩していく効果を持つ方策を検討する必要があるといえるだろう。

謝辞

二次分析に当たり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター SSJ データアーカイブから全国家族調査（NFRJ08）（日本家族社会学会全国家族調査委員会）の個票データの提供を受けました。

1) 『労働力調査』の長期系列データ (<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>) による。

2) もっとも、既婚女性の就業選択においては、夫の所得効果

がなくとも結婚相手の選択効果（就業志向の低い女性が所得の高い男性と結婚する）があればダグラス＝有沢の法則は説明できる。武内（2004）はパネルデータ分析により、選択仮説を支持する結果を得ている。

- 3) 具体的には以下のとおりである。ひとつは“Which of the following statements best describes how your working hours are decided? (By working hours we mean here the times you start and finish work, and not the total hours you work per week or month.)”という質問に対して“Starting and finishing times are decided by my employer and I cannot change them on my own,” “I can decide the time I start and finish work, within certain limits,” “I am entirely free to decide when I start and finish work”という3つの回答選択肢が用意されているもの（仕事時間の柔軟性）。次に“Which of the following statements best describes how your daily work is organized?”という質問に対して，“I am free to decide how my daily work is organized,” “I can decide how my daily work is organized, within certain limits,” “I am not free to decide how my daily work is organized,” “Can't choose”という回答選択肢が用意されているもの（仕事の段取りの柔軟性）。最後に“How difficult would it be for you to take an hour or two off during working hours, to take care of personal or family matters?”という質問に対して，“Not difficult at all,” “Not too difficult,” “Somewhat difficult,” “Very difficult”という回答選択肢が用意されているもの（休業時間の柔軟性）である。
- 4) 仕事の自律性についての研究には一定の蓄積が存在し、ここでは（各国に共通する）階級が反映されているとする立場と、各国の多様性を強調しそれを説明する立場がある。Edlund & Grönlund (2010) など参照。
- 5) 変量効果推定は、BLUP (Best Linear Unbiased Prediction) 法を用いて個体の異質性そのものを推定する方法である (Robinson 1991)。固定効果を除去した上で変量効果を推定する際に、個体が内包する観察数と級内相関の度合いに応じて、個体平均が全体平均に収縮されるのが特徴である。
- 6) 推定結果の詳細は非掲載であるが、要請があれば開示する。分析対象を絞ったせいがあるが有意な固定効果はなく（試行的に投入した年齢二乗項の p 値も 0.219）、また級内相関も小さかったが、推定された変量効果からはそれなりに個体（国）の差をみてとることができた。
- 7) 「ほぼ毎日」という選択肢に 6.5（回）という値を与えることには妥当性がないかもしれない（一日三食とすれば、一週間で最大 21 回の食事の準備をする可能性もある）。この点、結果の見方には留保が必要になる。
- 8) 確認のため除外しないデータでも推定をしたが、結果にほとんど差は見られなかった。
- 9) Tsutsui (2013) では、家事項目ごとに夫と妻の頻度の差をとって分析している。この方法だと同じ世帯内の夫婦の差が推定さされるため、ある夫婦と別の夫婦のあいだの異質性が統制されるというメリットがある。他方で頻度の差の変化が妻に起因するのか夫に起因するのかの区別をすることが難しくなるというデメリットもある。たとえば夫が追加的あまり家事をしなくても、妻がそれだけ家事頻度を減らしていると、確かに頻度差は「改善」する、つまり夫が相対的には家事をよくしてくれているようになるが、厚生（合算した頻度）は低下する。

参考文献

- 安部由起子・近藤しおり・森邦恵（2008）「女性就業の地域差に関する考察——集計データを用いた正規雇用就業率の分析」『家計経済研究』80: 64-74.
- 小笠原祐子（2005）「有償労働の意味——共働き夫婦の生計維持分担意識の分析」『社会学評論』56（1）: 165-181.
- 川口章（2002）「ダグラス＝有沢法則は有効なのか」『日本労働研究雑誌』No.501: 18-21.
- 坂口尚文（2009）「均等法後世代の女性のライフコース——パネルデータによる検証」『家計経済研究』84: 7-16.
- 武内真美子（2004）「女性就業のパネル分析——配偶者所得効果の再検証」『日本労働研究雑誌』No.527: 76-88.
- 筒井淳也（2012）「公的セクター雇用における女性労働とワーク・ライフ・バランス」『社会科学研究』64（1）: 155-173.
- 西村純子（2009）『ポスト育児期の女性と働き方——ワーク・ファミリー・バランスとストレス』慶應義塾大学出版会.
- 萩原久美子（2006）『迷走する両立支援——いま、子どもをもって働くということ』太田次郎社エディタス.
- 不破麻紀子・筒井淳也（2010）「家事分担に対する不公平感の国際比較分析」『家族社会学研究』22（1）: 52-63.
- 松田茂樹（2000）「夫の家事・育児参加の規定要因」『年報社会学論集』13: 134-45.
- （2004）「男性の家事参加：家事参加を規定する要因」渡辺秀樹・稲葉昭英・嶋崎尚子編『現代家族の構造と変容——全国家族調査（NFRJ98）による計量分析』東京大学出版会、175-189.
- ・鈴木征男（2002）「夫婦の労働時間と家事時間の関係——社会生活基本調査の個票データを用いた夫婦の家事時間の規定要因分析」『家族社会学研究』13（2）: 73-84.
- 水落正明（2007）「夫婦間で仕事と家事の交換は可能か」永井暁子・松田茂樹編『対等な夫婦は幸せか』勁草書房.
- 山口一男（2009）『ワークライフバランス——実証と政策提言』日本経済新聞出版社.
- 山田昌弘（2007）『少子化日本：もうひとつの格差のゆくえ』岩波書店.
- Edlund, J. & A. Grönlund (2010) “Class and Work Autonomy in 21 Countries: A Question of Production Regime or Power Resources?” *Acta Sociologica*, 53 (3): 213-228.
- Estes, S. B., M. C. Noonan, & D. J. Maume (2007) “Is Work-Family Policy Use Related to the Gendered Division of Housework?” *Journal of Family and Economic Issues*, 28: 527-545.
- Fuwa, M. (2004) “Macro-level Gender Inequality and the Division of Household Labor in 22 Countries,” *American Sociological Review*, 69 (6): 751-767.
- Hochschild, A. R. (1989) *The Second Shift: Working Parents and the Revolution at Home*, New York: Viking Press. (= 1990, 田中和子訳『セカンド・シフト：第二の勤務：アメリカ共働き革命のいま』朝日新聞社.)
- Mandel, H. & M. Semyonov (2006) “A Welfare State Paradox: State Interventions and Women’s Employment Opportunities in 22 Countries,” *American Journal of Sociology*, 111 (6): 1910-1949.
- Mandel, H. & M. Shalev (2009) “How Welfare States Shape the Gender Pay Gap: A Theoretical and Comparative Analysis,” *Social Forces*, 87 (4): 1873-1911.
- Robinson, G. K. (1991) “That BLUP is a Good Thing: The Estimation of Random Effects,” *Statistical Science*, 6 (1): 15-

32.

Tsutsui, J. (2005) "Relative Resource or Available Time? The Analysis of the Japanese Household Division of Labor through Multiple Models," *Nenpo Shakaigaku Ronshu*, 18: 170-180.

—— (2013) "Gender Segregation of Housework," S. Tanaka ed., *A Quantitative Picture of Contemporary Japanese*

Families, Tohoku University Press, 123-146.

つつい・じゅんや 立命館大学産業社会学部教授。最近の主な著作に The Transitional Phase of Mate Selection in East Asian Countries." *International Sociology*, 28 (3) : 257-276, 2013. 計量社会学, 家族社会学専攻。